

# 令和3年度税制改正①

## (2) 研究開発税制

コロナ禍において、積極的に研究開発投資を維持・拡大する企業を後押しするとともに、リアルデータ・AIを活用してビジネスモデルを転換する等、DXの推進が必要として、次の見直しが行われる。

### ① 「試験研究費の額」の範囲

- ・ 製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用
  - ・ 対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する費用
- +
- ・ 試験研究費のうち、研究開発費として損金経理をした金額で非試験研究用資産（※）の取得価額に含まれるもの ← 追加

（※）非試験研究用資産とは、棚卸資産、固定資産及び繰延資産で、事業供用の時に試験研究の用に供さないもの。

### ② 総額型・中小企業基盤強化税制

#### 総額型

改正前	改正後
控除率（6%～14%）	控除率（2%～14%）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増減試験研究費割合 &gt; 8% の場合（上限：14%）  <math>9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3</math></li> <li>・ 増減試験研究費割合 ≤ 8% の場合（下限：6%）  <math>9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175</math></li> </ul> <上乗せ措置> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験研究費割合が10%超の場合は下記を上乗せ                上記控除率 × (試験研究費割合 - 10%) × 0.5（上限：10%）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増減試験研究費割合 &gt; <u>9.4%</u> の場合（上限：14%）  <math>10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35</math></li> <li>・ 増減試験研究費割合 ≤ <u>9.4%</u> の場合（<u>下限：2%</u>）  <math>10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175</math></li> </ul> <上乗せ措置> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験研究費割合が10%超の場合は下記を上乗せ                上記控除率 × (試験研究費割合 - 10%) × 0.5（上限：10%）</li> </ul>

#### 中小企業技術基盤強化税制

改正前	改正後
控除率（12%～17%）	控除率（12%～17%）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増減試験研究費割合 &gt; 8% の場合（上限：17%）  <math>12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3</math></li> <li>・ 増減試験研究費割合 ≤ 8% の場合 12%</li> </ul> <上乗せ措置> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験研究費割合が10%超の場合は下記を上乗せ                上記控除率 × (試験研究費割合 - 10%) × 0.5（上限：10%）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増減試験研究費割合 &gt; <u>9.4%</u> の場合（上限：17%）  <math>12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35</math></li> <li>・ 増減試験研究費割合 ≤ <u>9.4%</u> の場合 12%</li> </ul> <上乗せ措置> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験研究費割合が10%超の場合は下記を上乗せ                上記控除率 × (試験研究費割合 - 10%) × 0.5（上限：10%）</li> </ul>

### ③ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度（オープンイノベーション型）

特別試験研究費の額の対象となる一定の共同研究・委託研究に要する費用について以下の見直しが行われる。

- ・ 特別試験研究費の額の範囲に、国公立大学・国立研究開発法人等の外部化法人に係る共同研究・委託研究に要する費用（税額控除率25%）を追加。
- ・ 特別研究機関等に係る共同研究・委託研究について、特別研究機関等の範囲に「人文系の研究機関」を追加。
- ・ 大学等に係る共同研究・委託研究について、契約上の試験研究費の総見込み額50万円超のものに限定。
- ・ 特定中小企業者等への委託研究に一定の要件を追加。